



議案第六十九号

三朝町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十二年六月二十日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾貳年六月貳拾日 原案可決

三朝町議会議長牧田禎

三朝町条例第 号

三朝町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
三朝町立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和四十四年三朝町条例第五十七号）の一部を
次のように改正する。

第二条中

三朝町中央公民館	三朝町大字大瀬九一六
三朝町竹田公民館	三朝町大字穴嶋一六八の一

を

三朝町中央公民館	三朝町大字大瀬九九番地の二
三朝町竹田公民館	三朝町大字穴嶋一六八番地の一

に改める。

第四条第一項を次のように改める。

三朝町中央公民館及び三朝町竹田公民館に法第二十七条第一項に規定する館長及び主事を置き、その他必要な職員を置くことができる。

附 則

この条例は、昭和五十二年七月一日から施行する。